

微生物検査の精度管理

◎徳重 智絵美¹⁾

福岡大学病院¹⁾

検体検査の精度確保に関する医療法等の改正（2018年12月1日施行）により、微生物検査においても他の検体検査と同様に品質・精度管理を実施することが求められるようになった。微生物検査はグラム染色や培養検査など手作業が多い部門であり、知識・技術・能力など技師の力量が結果に大きく影響を及ぼすことから、試薬・検査機器の精度管理を行うだけでなく、検査要員の教育や力量評価も必要である。また、微生物検査は検査対象となる検体の種類も多種多様であるため、適切な検体採取、検体搬送、検体保存などの品質管理も精度管理において重要となる。

当院は2014年に ISO15189を取得した。標準作業手順書を作成し、手順書に沿って品質の管理や精度管理を実施している。内部精度管理では、校正された温度計を用いた孵卵器内の温度管理、精度管理用標準菌株を用いたグラム染色や抗酸菌染色の精度管理、培地の精度管理、同定検査や薬剤感受性検査の精度管理、目合わせなどを行っている。外部精度管理では、日本臨床衛生検査技師会、九州臨床検査精度管理研究会、メーカーサーベイなどに参加し、検査室間比較を行っている。また、基準範囲から外れた場合は、是正処置を実施している。しかし、外部精度管理調査に含まれていない検査項目や診療科で独自に行っている POCT (point of care testing) については、アプローチが難しく今後の課題である。講演では、当院で実施している取り組みについて紹介する。